

(第一類 第五號)

第四十回國會衆議院

大藏委員會議錄

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

課税に関する法律案（内閣提出第二二八号）（參議院送付）

出席委員
委員長 小川平二君

理事鳴田 宗一君 理事細田 義安君
理事毛利 松平君 理事山中 貞則君
理事有馬 雉武君 理事平間恩次郎君

○小川委員長 これより会議を開きます。

○堀委員 実はこの間横浜税關をわれわれ視察に参りましたときに、その中

いましたが、実際にはやはり企業体もその国にあることが条件にならざりとも、企業はその國、

その第三國が日本とかアメリカの船籍を持つてゐる船につきまして免除して

事理 昌雄君
伊藤 五郎君 岡田 修一君
外団人等の国際通輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に關する法律案を議題としていたしまして、

の船であるとかなんとかいうような御見聞があつたのです。

貴殿の通告があります。これを譲ります。堀昌雄君。

佐藤觀次郎君
廣瀬秀吉君

の問題は、これまで船籍等の關係で問題が処理されておつたのであるとと思ふ。今度は自國にいる主を思ふ

(大臣官房財務調査局) 松井直行君
思ひますか、各度に林手用である。企望が運航する船舶にかかる所得について

委員外の出席者 専門員 員拔井 光三君 非議院とする、こういうことに何か改められているようであります。

そこでお伺いをいたしますけれども、現在日本の船で船籍が外國に置かれています。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行

持っている船で、課税上か何かの関係

一〇〇号(參議院送) 外国人等の国際通商業に係る所得に
て、船籍をギリシャであるとかその他
の外国に船籍を置いてある。これの実

対する相互主義による所得税等の非課税に関する法基準（内閣是日第一回公刊改守監理 直金自本事務所）は、

本日の会議に付した案件
　　外國人等の國際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非

いたしておられますところによりますと、日本企業の所有で外國船籍といふものは日本にはなくて、外國船籍の船をチャーターしておる例は相当ある、

第一類第五号 大蔵委員会議録第三十五号 昭和三十七年四月二十四日

大藏委員会議録第三十五号

昭和三十七年四月二十四日

ないというようなことにならないよう、な配慮を十分に一つ、今後の取りきめに関してはお願ひをしておきたい、かように思います。

○松井政府委員 今おつしやいましたことはまことに当然のことでございましたして、相互主義によりまして相互免除ができる相手国と条件を作りますときに、日本が受けます恩典あるいはその相手国が受けます恩典等十分分析いたしまして、相互免除の実をあげ得るかどうかということにつきまして十分検討していきたいと思います。

今おつしやったことは特に航空機に關係する問題だらうと思います。船は戦後、相当減失いたしましたが、その後の回復が非常に強い状態でござります。今この条約に基づきます交換公文に於ける法律に基づきますが、日本へ向けて免除してある以外の国で、日本の船舶が外国に払っております税金が、三十四年度ベースで大体五億ぐらいいになつております。ところが日本へ参ります船は、アメリカは相互免除で免除していませんが、それ以外の船はほとんど日本と同じような状態でございまして、どうも船舶会社は赤字の国が多いうでございまして、日本が失うものはゼロ、今まで払つておる五億のうちから、相互免除の条件の熟するものについて相互免除をやつていこうとのありますので、船は日本は強い。従つて相互免除上有利な立場にあり得る。飛行機でございますが、国際線は今、日本は自航しか持つておりません。諸外国の飛行機、ヨーロッパでも大体十何カ国のが日本に参つて

おりますし、それからアメリカ航空会社も相当な飛行機が日本に参つております。日本源泉の所得が非常に多いわ

けでございますが、御存じのように日本は、アメリカへは、東京を出ましてシートルへ行く貨物機が一本と、それからホノルル経由サンフランシスコ、ホノルル経由ロスアンゼルス、これしかございません。それからヨーロッパは、東京を出ましてアンカレッジーコ

ベンハーベン、ロンドン、パリ、それから南回りでは東京—香港—バンコク—シンガポール、東京—台北—香港、これくらいしかございませんが、これも運輸省の航空局でいろいろ資料を得て参りますと、なるほど現在は日本

の進出といいますか、海外線は非常に少ないのですが、近々南回りのヨーロッパ行きでござりますパンコッター

シンガポールを通つてカルカッターカラマラチそれからローマーパリへ参ります。

航空路を開こうとしておることが一つと、それからアメリカが、航空協定が必要なんですが、アメリカ大陸への乗

洋を越えてヨーロッパ、くるつと地球を一周するといふことも考えておるよ

うであります、あとのアメリカ大陸への乗り入れ、これは交渉が難航しておるようですが、日航といたしまして

も、あるいは日本政府といたしまして実績の多い国をながめてみますと、台湾が四千二百万、フィリピンが二億二千五百万、ビルマが二千四百万、ニュージーランドが三千万、オーストラリアが八千八百万、メキシコが二千九百万

といふところが大口のところのようになります。

○岡田(修)委員 今おつしやいました通り、私が述べました数字をながめて

みましても、フィリピンが非常に重いといいますか、額の多い課税をやつておる国と、いうことに相なりますので、

当然この国なんかは第一着手の交渉相手になるだらうと存じております。た

めに先ほどちよつと申し上げました通り、今後は租税条約——所得税も法

人税も全部含めまして、二重課税排除の目的で相互に租税条約を結んで、そ

の租税条約の一部として、この中にこ

れは船舶と航空機も含んでおります

が、租税条約によつて船舶、航空機の相互免除をいたしております。國が、ア

メリカ、スエーデン、パキスタン、ノルウェー、デンマーク、インド、シンガポール、オーストリア、これだけに

なつております。この違いは先ほど申し上げました通り、租税条約によるも

のは飛行機は入つておるが地方税は

ないというようなことにならないよう、な配慮を十分に一つ、今後の取りきめに関してはお願ひをしておきたい、かように思います。

○松井政府委員 今おつしやいましたことはまことに当然のことでございましたして、相互主義によりまして相互免除ができる相手国と条件を作りますときに、日本が受けます恩典あるいはその相手国が受けます恩典等十分分析いたしまして、相互免除の実をあげ得るかどうかということにつきまして十分検討していきたいと思います。

今おつしやったことは特に航空機に

関係する問題だらうと思います。船は

これから南回りでは東京—香港—バンコク—シンガポール、東京—台北—香

港、これくらいしかございませんが、

これも運輸省の航空局でいろいろ資料を得て参りますと、なるほど現在は日

本の進出といいますか、海外線は非常に少ないのですが、近々南回りのヨーロッパ行きでござりますパンコッター

シンガポールを通つてカルカッターカ

ラマラチそれからローマーパリへ参ります。

航空路を開こうとしておることが一つと、それからアメリカが、航空協定が必要なんですが、アメリカ大陸への乗

洋を越えてヨーロッパ、くるつと地球

を一周するといふことも考えておるよ

うであります、あとのアメリカ大陸への乗り入れ、これは交渉が難航してお

るようですが、日航といたしまして

も、あるいは日本政府といたしまして

実績の多い国をながめてみますと、台

湾が四千二百万、フィリピンが二億二

千五百万、ビルマが二千四百万、ニュ

ージーランドが三千万、オーストラリア

が八千八百万、メキシコが二千九百万

といふところが大口のところのよう

になります。

○岡田(修)委員 今おつしやいました

通り、私が述べました数字をながめて

みましても、フィリピンが非常に重い

といいますか、額の多い課税をやつておる国と、いうことに相なりますので、

当然この国なんかは第一着手の交渉相

手になるだらうと存じております。た

めに先ほどちよつと申し上げました

通り、今後は租税条約——所得税も法

人税も全部含めまして、二重課税排除

の目的で相互に租税条約を結んで、そ

の租税条約の一部として、この中にこ

れは船舶と航空機も含んでおります

が、租税条約によつて船舶、航空機の

相互免除をいたしております。國が、ア

メリカ、スエーデン、パキスタン、ノ

ルウェー、デンマーク、インド、シン

ガボール、オーストリア、これだけに

なつております。この違いは先ほど申

し上げました通り、租税条約によるも

のは飛行機は入つておるが地方税は

入っていない、今度この法律に基づくままでして、そういうものに飛行機も入れまして、地方税も一緒に加えるということに相なるわけであります。

ナダ、フランス、ノルウエー、オランダ、ドイツ、アルゼンチン——大部分の国が船籍主義とは言い条、もう企業体主義をとっているというのが現在の実情でございます。

○有馬（輝）委員 それから第二条でいう、外國において生ずる所得で、地方税、都道府県民税なりあるいは市町村民税に相当するようなもので、具体的にはどのようなものがありますか。

○松井政府委員　日本航空が外国で税金を払っております資料に基づきましても、アメリカに例をとつて申し上げますと、アメリカの地方税といたしましては、先ほど申し上げましたシスコ、

ロフ シアトルですかそれからボノ
ル、こういうところで税法上は課税
になる地方税があるわけでございます
が、サンフランシスコで例をとつてみ
ますと、まず一番目にして、フラ
ンチャイズ・タックスがござります。

これは州税でございます。それから同じくサンフランシスコでサウマテオ・カウンティー・プロパティー・タックス、これは郡税でございます固定資産税だらうと思います。それからロスヘ

参りますと、ロスアンゼルス・カウンティ・プロパティー・タックスといいますか、これも郡税たる固定資産税だらうと存じます。それからホノルルではステート・インカム・タックス、もし州税で二つあるまつ所税です。

○有馬輝委員 今伺いますと、たとえは州税でとておもむく用務用でござります。それからニューヨークでは、ステート・フランチャイズ・タックス、大体こういうような種類の地方税がござります。

えは日本航空の向こうにおける施設に
対する州税なりなんなりという形での
課税ですか。

昭和三十七年四月二十六日印刷

昭和三十七年四月二十七日発行

衆議院事務局

○松井政府委員 問題でござりますが、日本航空が外国へ進出したしまして、それぞれの国のエア・ポートに寄港いたします。一体外国で発生した所得というのは何か、どうしてそのまま置くのか、同時に、外國の船なり飛行機なりが日本へ参りましたときに、お互いに負けようといつております日本源泉の所得というのは一体どうして算定するのか、こういうお問い合わせをうございます。非常にむずかしい問題でございまして、これは各国それいろいろな方式をとっておりますまして、パンアメリカンが日本で上げますインカムを一体どうしてはじくのかということに相なるらうかと思いますが、今回の国内法で、所得税法、法人税法を改正いたしました機会に、政令等によりまして、從来日本がほかの国と条約をいろいろ結んで参りました経験に徴しまして、この種の問題について從来ありました考え方をある程度割り切り、法文に書いてみました。そこで、船につましてはこういう考え方を持つております。これは、お寄さんを乗せ、荷物を積んで、その運賃を取ったその積込地で所得が発生をする。これは諸外国も同じような考え方をとつておるようでございます。飛行機につきましては、非常に厄介なんですが、政令に従つてお話しいたしましたと、日本航空のアメリカとかロンドン等で上げますインカムは、一体どうして計算するのかという問題であります。それが、それそれの国で上げました収入金額、それから必要な経費、これらの業務の用に供する固定資産の価格、その他そういう運送の業務にかかる所得の発生に寄与した程度を推測するに足る要因をそれぞれ基準として、国内所得、

外国所得の按分をするということございまして、今おっしゃいました固定資産もその中に入っております。それぞれの国に持つております事務所、そこで何人使って、その給料を幾ら払つ

上梓ましたように、いろいろな基準、推測するに足る合理的な基準に従つて配分する以外にない。そういう意味におきましては、配分方法につきましては、推定課税でやるより方法がないといふことにならうかと存じます。

○小川委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより討論に入る

（ハ） 申出がありましたが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。
なお、本案に関する委員会報告書の

作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、やよいよ決しました。

次会は明後二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

國人等の國際運輸業に係る所得に
する相互主義による所得税等の非
常に關する法律案（内閣提出第一
号）（參議院送付）に關する報告